

議案第104号

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和6年12月6日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

会計年度任用職員の期末手当の支給に係る読み替え箇所の変更に伴う改正

## 飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

飛驒市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年飛驒市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第4項の規定中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下同じ。）現在において職員が受けるべき給料の月額、時間額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の時間額を月額に換算した額」と読み替えるものとする。

第21条第1項を次のように改める。

給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第4項の規定中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれ

の基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第21条の2第1項中「(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 <u>給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の122.5(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。)にあっては、100分の102.5を乗じて得た額)」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはその月額を期末手当基礎額として、時間額で定めるものにあつては時間額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率(特定管理職員に適用される率を除く。)に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>第11条の2～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 <u>給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定</u></p>	<p>第1条～第10条 略 (期末手当)</p> <p>第11条 <u>給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条例第23条の4第4項の規定中「それぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。)</u>において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあっては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「給料の額を月額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日。以下同じ。)現在において職員が受けるべき給料の月額、時間額で定めるものにあつてはそれぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の時間額を月額に換算した額」と読み替えるものとする。</p> <p>2・3 略</p> <p>第11条の2～第20条 略 (パートタイム会計年度任用職員の期末手当)</p> <p>第21条 <u>給与条例第23条の4から第23条の6までの規定は、任期の定</u></p>

めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第2項の規定中「期末手当基礎額に、100分の122.5（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度合等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第23条の7及び附則第12項において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の102.5を乗じて得た額）」とあるのは、「報酬額を月額に換算した額を期末手当基礎額として、その期末手当基礎額に給与条例第23条の4第2項で規定する率（特定管理職員に適用される率を除く。）に規則で定める支給割合を乗じて得た額」と、同条第4項中「それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職

めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として市長が規則で定めるものを除く。以下この条及び次条第1項において同じ。）について準用する。この場合において、同条例第23条の4第4項の規定中「それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第9項第2号において同じ。）において職員が受けるべき給料（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

し、又は死亡した日) 以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」とそれぞれ読み替えるものとする。

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日)

以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

以下 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

2・3 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第21条の2 給与条例第23条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日 \_\_\_\_\_

以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬 (フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して市長が規則で定める額を除く。)の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 略

以下 略

## 条例関係議案要旨

議案名	飛騨市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	会計年度任用職員の期末手当の支給に係る読み替え箇所の変更に伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>会計年度任用職員の期末手当の支給月数については、飛騨市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）を準用している。現在の条文では、人事院勧告に基づき給与条例を改正する度に当該条例の改正も必要となる読み替え規定となっているが、読み替え箇所を改めることにより、当該条例の改正が不要となるよう改める（令和6年3月30日条例改正済の勤勉手当と同様の条文に改める）。</p> <p>本改正後は、人事院勧告に基づき給与条例が改正されることで、会計年度任用職員の期末手当の支給月数についても、正職員と同様の人事院勧告の影響を受けることとなり、今回の人事院勧告では支給月数が0.1月分引上げられる。</p> <p>また、期末手当及び勤勉手当の基準日について、同様の説明文が条文の中に数箇所出てくるものを改める。</p> <p style="text-align: right;">（第11条、第21条、第21条の2関係）</p>
市民への影響等	特になし
施行日	公布の日
備考	【参考】人事院勧告影響額：94,905千円（243人）